

愛労発基 0220 第 8 号

令和 2 年 2 月 20 日

(一社) 愛知労働基準協会 会長 殿
地区労働基準協会 会長 殿

愛知労働局長

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の
評価に関するガイドラインの策定について

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 8 号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 18 号）が和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなります。

個人サンプリング法による作業環境測定においては、従来の作業環境測定と異なる部分もあることから、個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価の適切な実施を図るため、今般、別添 1 のとおり「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定したところです。

貴団体におかれては、会員事業者に対し、本ガイドラインを周知いただきますようお願い申し上げます。